

かやぶきの里・南丹市美山町北伝統的建造物群保存地区保存計画

南丹市伝統的建造物群保存地区保存条例（以下「保存条例」という。）第5条の規定に基づき、南丹市美山町北伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の保存に関する計画を定める。

1. 保存地区の保存に関する基本計画

(1) 歴史と現況

京都府南丹市美山町は京都府の中央に位置する山間の地域で、保存地区は由良川上流の右岸、小浜街道沿いに開けた集落である。

古代は「和名抄」に記す弓削郷に属し、鎌倉時代以降は知井庄の内で、慶長7年（1602）に幕府領、寛文4年（1664）からは篠山藩領となり、山林は享和2年（1802）より禁裏御料となる。保存地区である北は、南、中の村々と共に知井庄11ヶ村の中心部を形成していた。

ところで、南丹市美山町地域内に現存する茅葺民家は、入母屋造りで千木、破風等の構造美に優れ、いわゆる「北山形」という独自の構成をもつ山村の民家としての特質を有することから価値ある歴史的文化遺産として、内外から高く評価されてきた。

近年、過疎化の進行、価値観の多様化等の中で、これを現存させることに困難な状態が生じてきているが、他方、自然と共存し、うるおいとやすらぎのある豊かな地域社会を築いていこうという動きの中で、茅葺民家をはじめとする伝統的建造物と、優れた景観を保存していこうとする住民意識が高まってきている。

特に保存地区においては、早くから茅葺民家の維持が図られ、自主的な組織として茅葺保存組合をつくり、保存への諸活動が展開されてきた。

こうした中で、平成元年度に美山町伝統的建造物群保存対策調査を実施し、現状把握と保存計画策定のための基礎資料を作成した。その後、保存地区で「保存対策協議会」を開催して検討を重ねたところ、平成4年10月に集落保存の方針が了解された。また一方、平成4年12月の町議会で「美山町伝統的建造物群保存地区保存条例」が制定された。

当保存地区は、四方を山に囲まれ、集落南側に由良川の清流を見、その北側には段丘上に田、畑、そして民家群を配し、さらに背景になる緑豊かな山林へ

と続く、山村独特の優れた風情と景観を有している。およそ50戸の民家が東西約600m、南北約300mの範囲に集中し、美山町地域においては比較的密集した集落の一つである。

こうした景観の中での茅葺屋根は、まさしく伝統的建造物としてその価値が高く評価されている。

しかし、現在では老朽化の進んだ建造物も多く、また、生活の近代化の中で伝統的な要素が失われつつあり、保存への施策を講じることが緊急の課題となってきた。

(2) 方針

このような現状に鑑み、保存地区内で歴史的景観を形成している伝統的建造物群とこれと一体となって集落景観を構成している環境のもつ価値を十分に評価し、認識することが極めて重要なことである。

そこで、地域住民の理解と協力を得て、今日的な生活様式を配慮しつつ保存地区内における建造物及びこれらと一体をなす環境の管理、修理、修景、復旧等の事業を行い、集落景観並びに豊かな自然環境を保存し、よりよい町づくりに努めることとする。

(3) 内容

当保存地区に現存する伝統的建造物及びこれと一体をなす歴史的、自然的景観の保存を主体とした事業を実施する。

伝統的建造物は、主として外部から望見できる部分の外観等を保存するための諸事業を実施し、また、伝統的建造物以外の建築物等についても住民の協力を得て可能な限り伝統的建造物と調和するようその修景に努める。

また、伝統的建造物と一体をなす歴史的風致と自然環境の保護に努める。

さらに、保存地区の保存のために必要な管理施設及び設備等も整備を図る。

(4) 伝統的建造物群の特性と歴史的風致

保存地区の集落を形成する最も特長的なことは、茅葺屋根の民家であって、その主屋は、いわゆる「北山型」という形式をとり、主として18世紀後期から20世紀中期までの建築になる。

主屋以外にもおおむね昭和初期以前の建築になる茅葺屋根の小屋、トタン屋

根（元茅葺屋根）の主屋及び小屋、ツジ二階建ての小屋、二階建て、あるいは平屋の主屋等は、伝統的な家屋形式を保持している。

背後に山並みを背負う斜面に立地する集落の性格から、石垣を用いた段丘上の屋敷地及び畑地を形成し、主屋の前には松等の屋敷木を植える。

この屋敷地の間を道が巡り、山側には社寺の境内が所在し、点在する石塔、石祠と併せ、歴史的あるいは自然的な景観を保持している。

（５）保存地区の範囲

上記の特性を活かし、伝統的建造物群及びこれと一体をなす環境を保存し、加えて住民の生活環境の向上をはかるため、保存地区を定める。

保存地区の範囲は別図のとおりとする。別図－１

保存地区の面積 約 127.5ヘクタール

2. 保存地区における伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するために特に必要と認められる物件（以下「環境物件」という。）の決定

（１）伝統的建造物

ア、建築物 別表 1

イ、その他の工作物 別表 2

（２）環境物件

環境物件 別表 3

3. 保存地区内における建造物等の保存整備計画

伝統的建造物群の特性と歴史的風致を保存するために、地区住民の理解と協力を得て保存事業を進める。

伝統的建造物及びそれ以外の建築物等については、修理、増築、模様替え、及び土地の形質の改変に際しては、別に定める修理修景基準に従い、地区集落景観の特性にふさわしいようにその外観に係る部分を保存整備または修景する。

4. 保存地区内における建築物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するために特に必要と認められる助成措置等

（１）経費の補助

保存条例第12条並びに南丹市伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱の規定により補助する。

(2) 物資の提供、斡旋

保存のため特に必要と認めるときは、物資の提供、斡旋をすることができる。

5. 保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備計画

(1) 管理施設

ア 標識・説明板・案内板の設置

保存地区の管理のため標識・説明板・案内板等を地区内の要所に設置する。

イ 民俗資料館の活用

旧美山町「茅葺山村歴史の里」整備事業により設置された民俗資料館を有効活用することにより、「かやぶきの里」に対する一般の理解を深める。

(2) 防災施設

ア 消防施設の充実

保存上最優先事項として火災予防及び初期消防施設の充実を図る。そのため地区内消火栓の大幅拡充、及び初期消火並びに延焼防止を目的とした総合的な消防施設を設置する。

(3) 環境の整備

ア 公共施設、その他の整備

集落保存センター、駐車場、休憩所等の施設は、歴史的風致を損なわないように、伝統的建造物と調和したものを整備する。

イ 電柱及び電線の整備

保存地区の歴史的風致をより良好なものにするために、電柱や電線を景観にふさわしい形で整備する。

ウ 交通の整備

集落内の道路は狭く、防災上の問題もあるので集落内への自動車の乗り入れは、地区居住者及びその生活に伴う必要度の高い者のみに限るものとする。

1. 建築物の外観の様式、材料及び色彩の基準

	構造	屋根及びひさし	壁面	材 料	色 彩
茅葺き屋根の主屋及び小屋並びにトタン屋根（元茅葺き屋根）の主屋及び小屋	木造真壁造りで平屋建てとし、平入りまたは妻入り形式とする。	屋根は茅葺きで入母屋とする。 ひさし（しころ）は、瓦・杉皮または鉄板葺きで、軒裏は垂木及び野地板を見せる。 棟飾り（ウマ）は木造で、伝統様式に倣う。	1. 壁は板壁またはしっくい・土・プラスター塗りとし、腰は下見板張りまたは堅板張りとする。 2. 板戸・ガラス引違い戸・腰高障子戸及び戸袋等によって構成する。	柱は桧またはこれに準ずる材で、木部の見掛りは、上小節以上の品質のものとする。	木部は木地仕上げ、ペンガラ塗り、その他これらに類する仕上げの色彩とする。
ツシ二階建て	木造真壁造りで中二階建て	屋根は切妻または入母屋で、瓦・杉皮または鉄板葺きとし、軒裏は垂木及び野地板を見せる。	1. 壁はしっくい塗りまたはプラスター塗りとする。 2. 一階は、腰下見板張りまたは堅板張り及び板戸・ガラス引違い戸・腰高障子戸及び戸袋等によって構成する。 3. 二階は、むしこ窓を付けるものとする。	同 上	同 上
本二階建て	木造真壁造りで二階建て	屋根は切妻または入母屋で、瓦・杉皮または鉄板葺きとし、軒裏は垂木及び野地板を見せる。	1. 壁はしっくい塗り・プラスター塗りまたは板壁とする。 2. 一階及び二階は、腰下見板張りまたは堅板張り及び板戸・ガラス引違い戸・腰高障子戸及び戸袋等によって構成する。	同 上	同 上
平屋建て	木造真壁造りで平屋建て	屋根は切妻または入母屋で、瓦・杉皮または鉄板葺きとし、軒裏は垂木及び野地板を見せる。	1. 壁は板壁またはしっくい・プラスター塗りとし、腰は下見板張りまたは堅板張りとする。 2. 板戸・ガラス引違い戸・腰高障子戸	同 上	同 上

			及び戸袋等によって構成する。		
--	--	--	----------------	--	--

2. 塀・門及び垣の様式、材料及び色彩の基準

	名 称	構 造	屋 根	壁 面	材 料	色 彩
塀	屋根欄間付き和風板塀	木造真壁造りとする	勾配屋根をつけ、瓦・杉皮または銅板葺きとする。	腰長押をつけ、その上部を欄間とし、下部は板張りとする。	見掛け部は、1等上小節材とする。	木部は木地仕上げ、ベンガラ塗り、その他これらに類する仕上げの色彩とする。
	屋根小壁付き和風板塀	同 上	同 上	小壁は塗壁とし、腰長押をつけ、下部は板張りとする。	同 上	同 上
門	露地門	木造で、門柱及び控柱により屋根を支える。	同 上	そで塀は、屋根小壁付き和風板塀とする。	同 上	同 上
垣	生け垣	和風の生け垣			アラカシ、ウバメガシ、カナメモチ、サザンカ、サツキ等和風の樹種	

別表 1 (建築物)

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地	備考
1	H-01-①	主屋(茅葺)	1棟	北畑尻代12	
2	H-02-①	主屋(茅葺)	1棟	北畑尻代6	
3	H-02-②	小屋(茅葺)	1棟	北畑尻代6	
4	H-03-①	主屋(茅葺)	1棟	北畑尻代17	
5	H-04-①	主屋〔茅葺〕	1棟	北畑尻代52	
6	S-01-①	主屋(茅葺)	1棟	北下牧2	
7	S-01-②	小屋(茅葺)	1棟	北下牧2	
8	S-02-①	主屋(茅葺)	1棟	北下牧6	
9	S-02-④	蔵	1棟	北下牧6	
10	S-03-①	主屋(茅葺)	1棟	北下牧9	
11	S-03-③	小屋	1棟	北下牧9	
12	S-03-④	蔵	1棟	北下牧9	
13	S-04-①	主屋	1棟	北下牧23-1	
14	S-05-①	主屋(茅葺)	1棟	北下牧31	
15	S-05-④	蔵	1棟	北下牧31	
16	S-06-①	主屋(茅葺)	1棟	北下牧32	
17	S-06-③	小屋	1棟	北下牧32	
18	S-06-④	蔵	1棟	北下牧32	
19	S-07-①	主屋〔茅葺〕	1棟	北下牧40, 41合地	
20	S-07-③	小屋	1棟	北下牧40, 41合地	
21	S-07-④	蔵	1棟	北下牧40, 41合地	
22	n-01-①	稻荷神社本殿	1棟	北西ノ山14	
25	N-01-④	蔵	1棟	北中牧15	
26	N-02-①	主屋〔茅葺〕	1棟	北中牧4	
27	N-03-①	主屋(茅葺)	1棟	北中牧5	
28	N-04-①	主屋(茅葺)	1棟	北中牧12	
29	N-05-①	主屋(茅葺)	1棟	北中牧21	
30	N-06-①	主屋(茅葺)	1棟	北中牧19	
31	N-07-①	主屋(茅葺)	1棟	北中牧22	
32	N-07-④	蔵	1棟	北中牧22	
33	N-08-①	主屋(茅葺)	1棟	北中牧23	
34	N-09-①	主屋	1棟	北中牧24-3	
35	N-10-①	主屋(茅葺)	1棟	北中牧25-1	
36	N-11-①	主屋	1棟	北中牧3-2	
37	N-12-①	普明寺本堂	1棟	北中牧6	
38	K-01-①	主屋(茅葺)	1棟	北上牧7-1	
39	K-02-①	主屋	1棟	北上牧9-1, 9-3, 10-1合地	
40	K-02-③	小屋	1棟	北上牧9-1, 9-3, 10-1合地	
41	K-03-①	主屋〔茅葺〕	1棟	北上牧11-4	
42	K-04-①	主屋(茅葺)	1棟	北上牧12	
43	K-05-①	主屋	1棟	北上牧16	
44	K-06-①	主屋(茅葺)	1棟	北上牧20	
45	K-06-④	蔵	1棟	北上牧20	
46	K-07-①	主屋(茅葺)	1棟	北上牧22	
47	K-07-④	蔵	1棟	北上牧22	

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地	備考
48	K-08-①	主屋(茅葺)	1棟	北上牧35	
49	K-09-①	主屋(茅葺)	1棟	北上牧36	
50	K-09-④	蔵	1棟	北上牧36	
51	K-10-①	主屋(茅葺)	1棟	北上牧41	
52	K-10-④	蔵	1棟	北上牧41	
53	K-11-①	主屋	1棟	北上牧42	
54	K-12-①	主屋(茅葺)	1棟	北上牧46	
55	k-01-①	鎌倉神社本殿	1棟	北梶畑1-1	
56	C-01-①	主屋	1棟	北丁田2	
57	C-02-①	主屋	1棟	北丁田13	
58	C-03-①	主屋	1棟	北丁田28-1	
59	C-04-①	主屋	1棟	北丁田25-3	
60	C-05-①	主屋(茅葺)	1棟	北丁田35-1	
61	C-05-②	小屋(茅葺)	1棟	北丁田35-1	
62	T-01-①	主屋(茅葺)	1棟	北高倉46	
63	M-01-①	主屋(茅葺)	1棟	北宮ノ本35	
64	M-01-③	小屋	1棟	北宮ノ本35	
65	M-02-①	八幡宮本殿	1棟	北宮ノ本31-1	
66	Z-01-①	主屋	1棟	北桜谷口16-2	
67	I-01-①	主屋	1棟	北石塔ノ本8-1	
68	I-02-①	主屋	1棟	北石塔ノ本9-1	

*保存計画番号凡例(図面表示)	
H: 畑尻代	① 主屋
S: 下牧	② 小屋(茅葺)
N: 中牧	③ 小屋(その他の小屋)
K: 上牧	④ 蔵(土蔵他)
C: 丁田	⑤ 露地門
T: 高倉	⑥ 塀
M: 宮ノ本	⑦ 巨木
Z: 桜谷口	⑧ 境内
I: 石塔ノ本	⑨ 石垣
n: 西ノ山	⑩ 石仏
k: 梶畑	⑪ その他

別表 2 (その他の工作物)

番号	保存計画番号	種別	員数	所 在 地	備 考
1	S-03-⑤	露地門	1棟	北下牧9	
2	S-03-⑥	塀	1棟	北下牧9	
3	N-08-⑤	露地門	1棟	北中牧23	
4	N-08-⑥	塀	1棟	北中牧23	
5	C-05-⑤	露地門	1棟	北丁田35-1	
6	K-10-⑤	露地門	1棟	北上牧41	
7	I-03-⑪	宝篋印塔	1基	北石塔ノ本12-3	

別表 3 (環境物件)

番号	保存計画番号	種別	数量	所在地	備考
1	H-05-⑨	石垣	5 m	北畑尻代5 2	
2	S-01-⑨	石垣	6 9 m	北下牧2	
3	S-02-⑨	石垣	3 8 m	北下牧6	
4	S-03-⑨	石垣	4 2 m	北小字下牧9	
5	S-04-⑨	石垣	3 0 m	北下牧2 3-1	
6	S-05-⑨	石垣	3 1 m	北下牧3 1	
7	S-06-⑨	石垣	5 5 m	北下牧3 2	
8	S-07-⑨	石垣	1 4 m	北下牧4 0, 4 1 合地	
9	N-01-⑨	石垣	2 7 m	北中牧1 5	
10	N-02-⑨	石垣	5 0 m	北中牧4	
11	N-03-⑨	石垣	4 3 m	北中牧5	
12	N-04-⑨	石垣	2 2 m	北中牧1 2	
13	N-05-⑨	石垣	5 5 m	北中牧2 1	
14	N-06-⑨	石垣	6 8 m	北中牧1 9	
15	N-07-⑨	石垣	3 6 m	北中牧2 2	
16	N-08-⑨	石垣	3 4 m	北中牧2 3	
17	N-09-⑨	石垣	4 4 m	北中牧2 4-3	
18	N-10-⑨	石垣	4 9 m	北中牧2 5-1	
19	N-11-⑨	石垣	1 4 m	北中牧3-2	
20	K-01-⑨	石垣	6 1 m	北小牧7-1	
21	K-02-⑨	石垣	2 3 m	北上牧9-1, 9-3, 10-1 合地	
22	K-03-⑨	石垣	5 3 m	北上牧1 1-4	
23	K-04-⑨	石垣	5 0 m	北上牧1 2	
24	K-05-⑨	石垣	3 8 m	北上牧1 6	
25	K-06-⑨	石垣	9 5 m	北上牧2 0	
26	K-07-⑨	石垣	7 7 m	北上牧2 2	
27	K-08-⑨	石垣	3 1 m	北上牧3 5	
28	K-09-⑨	石垣	4 7 m	北上牧3 6	
29	K-10-⑨	石垣	4 0 m	北上牧4 1	
30	K-11-⑨	石垣	3 8 m	北上牧4 2	
31	K-12-⑨	石垣	2 3 m	北上牧4 6	
32	C-01-⑨	石垣	3 5 m	北丁田2	
33	C-02-⑨	石垣	1 5 m	北丁田1 3	
34	C-03-⑨	石垣	6 7 m	北丁田2 8-1	
35	C-05-⑨	石垣	5 6 m	北丁田3 5-1	
36	M-01-⑨	石垣	5 3 m	北宮ノ本3 5	
37	N-12-⑧	普明寺境内	1 カ所	北中牧6	
38	n-01-⑧	稲荷神社境内	1 カ所	北西ノ山1 4, 1 4-1 合地	
39	n-01-⑦	稲荷神社の柵	1 株	北西ノ山1 4, 1 4-1 合地	
40	k-01-⑧	鎌倉神社境内	1 カ所	北梶畑1-1, 1-乙, 5 合地	
41	M-02-⑩	八幡宮境内及び社	1 カ所	北宮ノ本3 1-1	
42	I-03-⑩	地藏	6 軀	北石塔ノ本8-1	
43	I-03-⑩	辻の地藏	1 軀	北上牧1 1-5	
44	N-12-⑩	地藏	5 軀	北中牧6	
45	N-12-⑪	石幢	1 基	北中牧6	

別図-1

